

別表第1

処分等の基準表（給水装置工事）

規程：飯田市指定給水装置工事事業者規程

規則：水道法施行規則

条例：飯田市水道条例

No.	違反行為の項目		処分対象者	処分根拠	違反 点数	過料用 金額 (単位: 万円)
1	指定の申請(規程第2条第1項)の不正 不正な手段により指定工事業者の指定を受けたとき		指定工事業業者	規程第6条第1号	取消	
2	指定の基準(規程第3条各号)不適合			規程第6条第2号		
2-1	該当	事業所ごとに主任技術者を置かなくなったとき(規程第3条第1号)	指定工事業業者		取消	
2-2		規程で定める機械器具を有しなくなったとき(規程第3条第2号ア～エ)	指定工事業業者		取消	
2-3		心身の故障により給水装置工事の事業を適切に行うことができない 者として規則で定めるものとなったとき(規程第3条第3号ア)	指定工事業業者		取消	
2-4		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき(規定第3 条3号イ)	指定工事業業者		取消	
2-5		法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき (規程第3条第3号ウ)	指定工事業業者		取消	
2-6		指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者(規程第3 条第3号エ)	指定工事業業者		取消	
2-7		その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める に足りる相当の理由がある者であることが判明したとき(規程第3条第 3号オ)				
2-7①		文書注意事項に改善が見られないとき	指定工事業業者		4	
2-7②		文書警告事項に改善が見られないとき	指定工事業業者		8	
2-7③		規程による処分に関する必要な報告又は資料の提出の求めに対し、 正当な理由なく応じないとき	指定工事業業者		24	
2-8		法人の場合、役員が規程第3条第3号アからオに該当することが判明 したとき(規程第3条第3号カ)	指定工事業業者		取消	
3	変更等の届出義務(規程第5条各項)違反					
3-1	該当	事業所の名称及び所在地等の変更の届出を期間内に提出しないと き(規程第5条)	指定工事業業者	規程第6条第3号	1	
3-2		事業所の名称及び所在地等の変更の届出が虚偽の届出であったと き(規程第5条)	指定工事業業者		取消	
4	主任技術者の選任等(規程第10条各項)違反					
4-1	該当	工事業業者の指定後、14日以内に主任技術者を選任しないとき、又 は欠けた場合、14日以内に新たな主任技術者を選任しないとき(規 程第10条)	指定工事業業者	規程第6条第4号	取消	
4-2		主任技術者の選任等の届出に遅滞があったとき(規程第10条第3項)	指定工事業業者		1	
4-3		他の事業所と重複選任し職務に支障が生じたとき(規程第10条第4項)	指定工事業業者		6	
5	事業の運営に関する基準(規程第11条各号)違反					
5-1	該当	工事ごとに主任技術者を指名しないとき(規程第11条第1号)	指定工事業業者		6	
5-2		適切な作業ができる技能を有する者が従事していないとき又は監督 していないとき(規程第11条第2号)	指定工事業業者		3	
5-3①		承認を受けた工事の工法・工期・施工条件等の工事ができないとき (規程第11条3号)	指定工事業業者	規程第6条第5号	1～4	
5-3②		無届で着工したとき	指定工事業業者		4	
5-4		主任技術者・その他の従事者の施行技術向上のための研修機会を 確保しなかったとき(規程第11条4号)	指定工事業業者		1	
5-5	該当	水道法施行令に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合し ない給水装置を設置したとき(規程第11条5号ア)	指定工事業業者		6	
5-6		不適切な機械器具を使用したとき(規程第11条5号イ)	指定工事業業者	規程第6条第5号	1	
5-7		指名した主任技術者に工事の記録を作成させなかったとき、又はそ の記録を3年間保存しなかったとき(規程第11条6号)	指定工事業業者		6	

No.	違反行為の項目		処分対象者	処分根拠	違反点数	過料用金額 (単位:万円)
6	主任技術者の立会い義務(規程第14条)違反 検査を行う際の求めに対し、正当な理由なく主任技術者が立ち会わないとき		指定工事事業者	規程第6条第6号	3	/
7	報告又は資料の提出義務(規程第15条)違反					
7-1	該当	施行した工事に関する必要な報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なく応じないとき(規程第15条)	指定工事事業者	規程第6条第7号	1	/
7-2		施行した工事に関する必要な報告又は資料の提出の求めに対し、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき(規程第15条)	指定工事事業者		6	/
8	施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき(クロスコネクション施工を含む。)		指定工事事業者	規程第6条第8号	4~24	/
9	無届による新設・改造・修繕・撤去(条例第5条)					
9-1	該当	各種申請書届出違反(無届着工・無届完了・届出遅延等)	使用者	条例第42条第1号	/	1~5
9-2		盗水①(再犯・極めて悪質・使用者=指定工事事業者)	使用者		/	5
		盗水②(上記①以外の者)	使用者		/	4
		盗水③(上記②中、情状酌量の余地がある者)	使用者		/	1~3
10	指定外工事関係者による給水装置工事(指定外工事関係者が使用者から受注し、他の指定外工事関係者に新設等の工事を請け負わせたものを含む。)(条例第6条第1項)		指定外工事関係者 使用者		/	4~5
11	正当な理由なく給水停止を拒み、又は妨げた者(条例第37条又は第38条)		使用者	条例第42条第2号	/	4~5
12	詐欺その他不正の行為により料金・加入金・手数料の徴収を免れた者		使用者	条例第43条	/	別表第3 2